

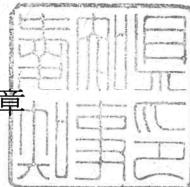
6 水 大 第 1231 号

令和 7 年 3 月 12 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

担当 環境局環境政策部水大気環境課

調整・計画グループ

電話 052-954-6221 (ダイヤルイン)

三河湾における底層溶存酸素量（底層DO）に係る水質環境基準の水域類型の指定について

1 経緯

- 底層DOについては、魚介類等の生息や藻場等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標として、生活環境項目に2016年3月に追加され、水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じて水域類型が設けられている（表1）。
- 底層DOに係る水質環境基準の水域類型の指定にあたっては、国が定めた事務処理基準により、現に底層の貧酸素化が著しく進行しているか、進行するおそれがある閉鎖性海域及び湖沼を優先して行うこととされ、国は2022年12月に閉鎖性海域である伊勢湾（三河湾を除く。）の指定を行った（図1）。
- 今回、本県が法定受託事務として、三河湾における底層DOに係る水質環境基準の水域類型の指定を行う。

表1 海域における底層DOに係る水質環境基準の類型及び基準値

水域	類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
海域	生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
	生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
	生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

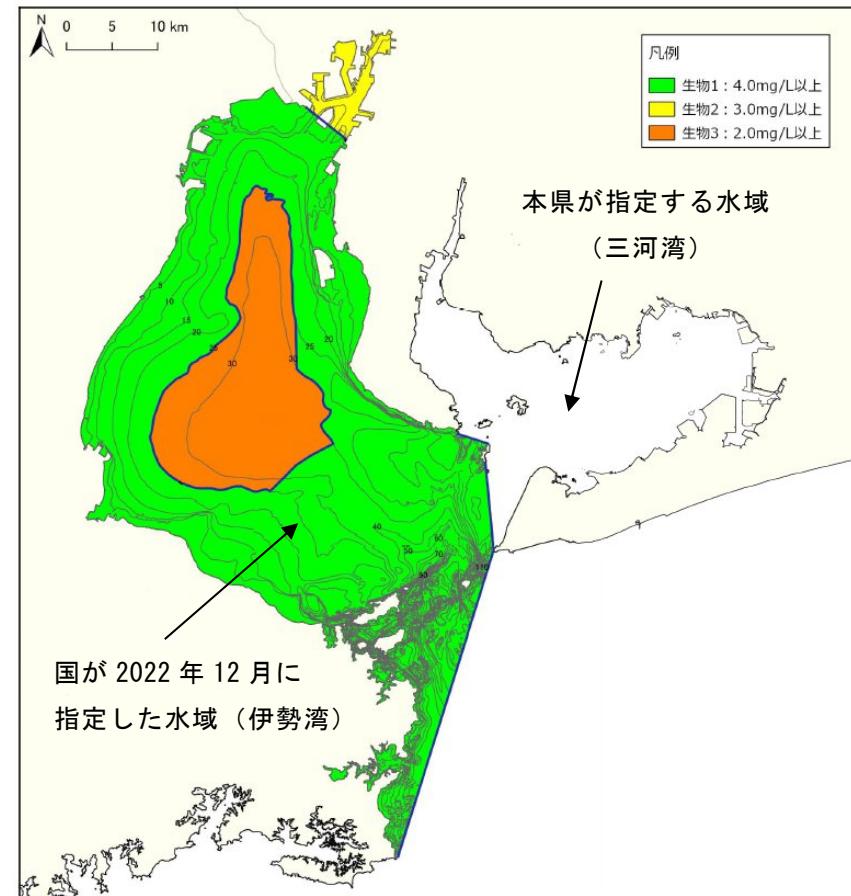


図1 底層DOに係る水質環境基準の水域類型の指定状況

2 水域類型の指定の方針

- 底層DOに係る水質環境基準の水域類型の指定については、事務処理基準により、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（答申）」（令和3年7月30日中環審第1190号、以下「令和3年底層DO答申」という。）2.(2)に記載されている類型指定の具体的な手順（図2）を参考に行うこととされている。
- 三河湾についても、上記の手順を踏まえ、水域類型の指定を行う方針とする。

3 スケジュール（予定）

2025年3月	・県環境審議会に諮問し、水質・地盤環境部会へ付託
5月下旬頃	・水質・地盤環境部会（1回目）で審議
6～7月頃	・パブリック・コメントの実施 ・関係機関への意見照会
8～9月頃	・水質・地盤環境部会（2回目）で取りまとめ ・県環境審議会からの答申
答申後	・底層D0水質環境基準に係る水域類型の指定・告示
2026年4月	・底層D0環境基準点の候補地点で試験測定（毎月1回、年12回）を開始
2029年度以降	・目標とする達成率及び達成期間並びに環境基準点を検討（県環境審議会に諮問、水質・地盤環境部会で審議） ・達成期間について告示 ・公共用水域水質測定計画に基づき、環境基準点で底層D0を測定し、三河湾での評価を開始

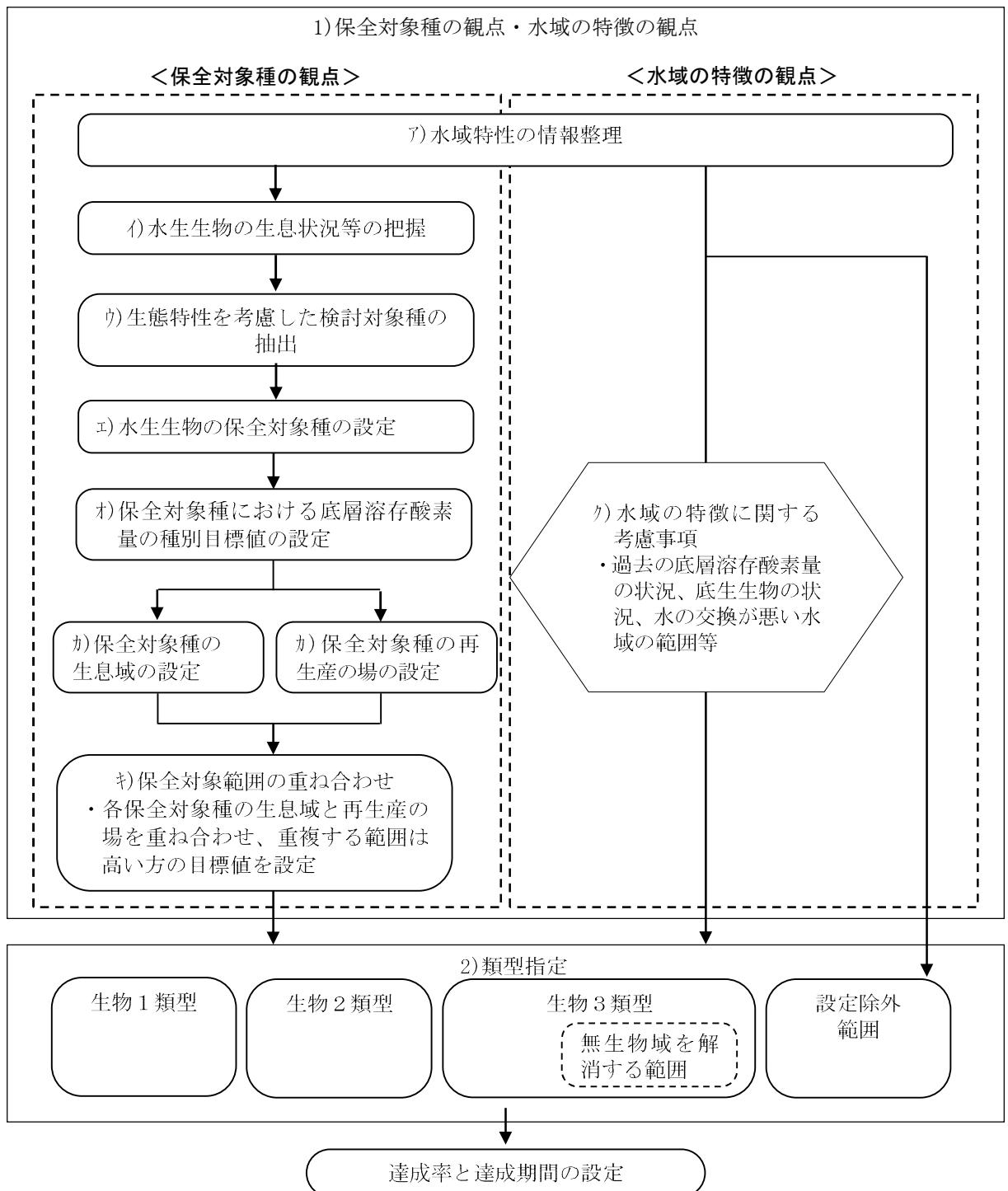


図2 底層D0の類型指定案の検討の基本的な考え方を示した手順
(出典:「令和3年度底層D0答申」2.(2)類型指定の具体的な手順)

- 参考 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抄）
- 第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。
- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府
 - 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
 - イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長
 - ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事